

山江村復興計画

令和3年（2021年）3月

熊本県山江村

はじめに



令和2年7月豪雨により、犠牲になられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

今回の豪雨は、人吉球磨地域に甚大な被害をもたらし、多くの尊い命と財産を奪った未曾有の大災害となりました。本村においても、万江川流域を中心に家屋や道路、河川、橋梁など、村内各所に多くの被害をもたらしました。

こうした中、発災直後から、自衛隊、警察、消防を始め、国や県、県内外の自治体等の関係機関、災害ボランティア、義援金など、多くの皆様から温かいご支援をいただいたことに対し、山江村民を代表し深く感謝申し上げます。

発災から8ヶ月あまりが経過し、少しずつではありますが復旧は着実に進んでおります。村では、被災された皆様が一日も早く安心して暮らせる日常を取り戻せるように、本年を令和2年7月豪雨からの復興元年と位置づけ、復旧・復興に向けて全力を挙げて取り組んでいるところです。

本村の復旧・復興を迅速かつ確実に進めるべく、昨年10月に村民や関係機関等で構成された山江村災害検証及び復興計画策定委員会を立ち上げ、球磨川の支流である山田川、万江川の現場検証、地域懇談会や被災者等へのヒアリング調査を実施し、皆様からいただいた貴重なご意見を踏まえて検討を進め、委員会において審議を重ね、「山江村復興計画」を策定しました。

この計画に基づき、今後10年先の山江村の姿を見据えながら、住民の皆様と共に次世代につなぐ、自然と共生し安心して暮らせる村づくりに取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました山江村災害検証及び復興計画策定委員会、国・県等の関係機関の皆様を始め、東京都立大学の山下祐介教授、多くの皆様に心から感謝申し上げますとともに、今後とも本村の復興にご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

山江村長 内山 慶治

目次

第1章 計画の概要

- 1. 被災の状況…………… 1
- 2. 計画策定の目的…………… 7
- 3. 計画の位置づけ…………… 7
- 4. 計画策定に向けた組織体制…………… 7

第2章 被災状況の検証

- 1. 検証の方法…………… 9
- 2. 検証から得られた教訓…………… 12

第3章 計画の基本的な考え方

- 1. 基本理念・基本方針…………… 13
- 2. 村の将来像…………… 13
- 3. 計画の推進体制等…………… 14

第4章 復旧・復興に向けた取組み

- 1. 復旧・復興に向けた取組みの基本的な考え方…………… 17
- 2. 行政が主体となった取組み【復旧期】…………… 17
- 3. 住民参加による取組み【復興期】…………… 22

資料編

- 1. 山江村災害検証及び復興計画策定委員会設置要綱…………… 29
- 2. 山江村災害検証及び復興計画策定委員会委員名簿…………… 31
- 3. 災害復旧スケジュール(令和3年2月末時点)…………… 32

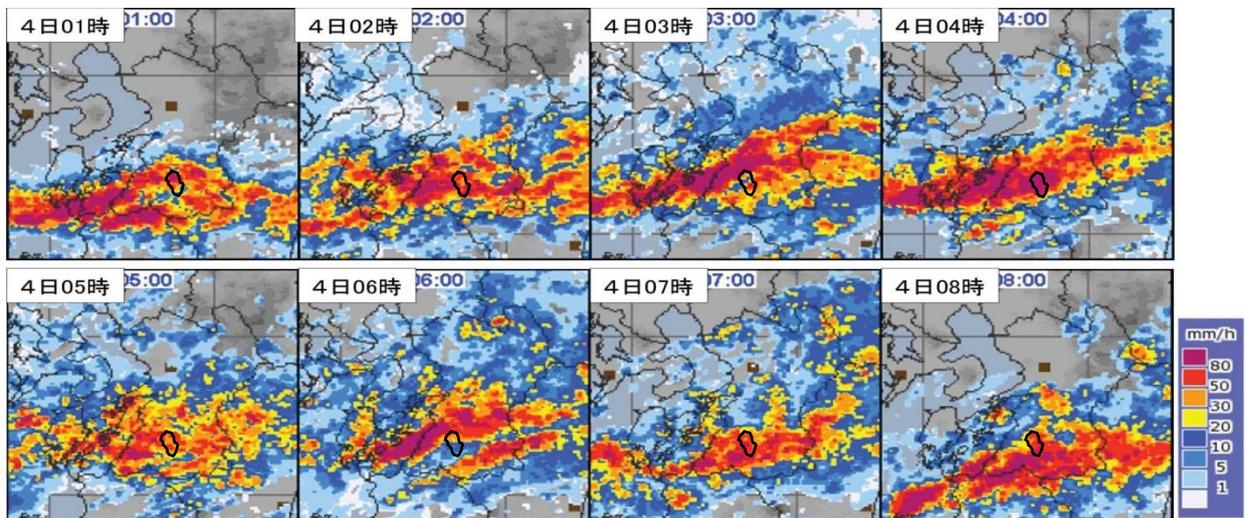
第1章 計画の概要

1. 被災の状況

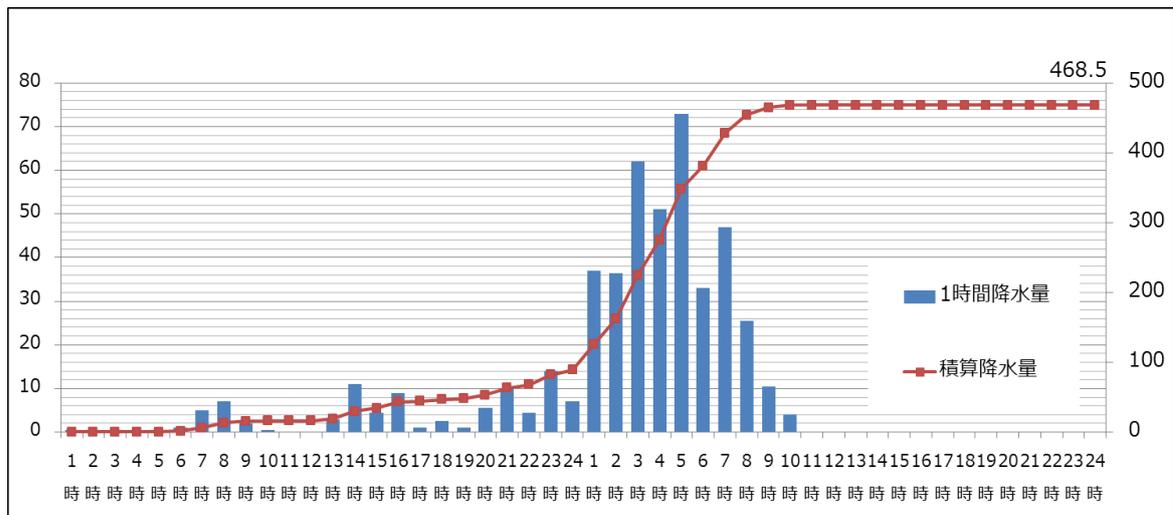
(1) 気象の概要

令和2年7月3日から8日にかけて、停滞した梅雨前線の活動が活発となり、西日本から東日本の広い範囲で大雨となりました。3日夜には梅雨前線や低気圧に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が不安定となり、4日未明から朝にかけて、1時間30ミリ以上の激しい雨や50ミリ以上の非常に激しい雨が降りました。

球磨川流域では線状降水帯が長時間にわたり停滞し、多いところでは48時間の総降水量が500ミリを超え、本村においても7月3日から4日までの24時間の総降水量が453ミリ、48時間の総降水量が468.5ミリの記録的な大雨となりました。



※「熊本地方気象台 災害時気象資料」より抜粋及び一部加筆



【図-1】7月3日から4日におけるアメダス降水量時系列図（観測所：山江村大字万江屋形）

(2) 被害の状況

本村では、記録的な豪雨の影響により、土砂災害や河川の氾濫により、浸水被害や道路、河川、農地等に甚大な被害が発生しました。

- ① 人的被害 なし
- ② 住家被害

被害別	山田地区	万江地区	総計
全壊	0	11	11
大規模半壊	0	6	6
半壊	1	7	8
一部損壊	6	14	20
計	7	38	45

※上記には、村営住宅『城内団地』10戸を含む。



【県による応急仮設住宅整備】

山江村中央グラウンド仮設団地 25戸（8月20日完成、8月22日入居開始）



③ 避難者数（最大時）

種別	箇所数	世帯数	避難者数
指定避難所	2箇所	22世帯	34名
福祉避難所	2箇所	5世帯	6名

【自衛隊による救助者数】

7月7日：陸路救助（大川内地区 6名）

7月8日：ヘリ救助

（尾寄崎地区 6名、山口・熊の原・

合子俣地区 8名）



④ 断水状況

世帯数	期間	区域
172世帯	令和2年7月4日～ 令和2年7月15日	第3配水池系の万江地区 第4配水池系

※地域水道（尾寄崎地区・鳥屋地区・山口地区・大川内地区・合子俣地区）を除く。なお、大川内地区以外は復旧済み（令和3年2月末時点）。

【給水支援】

宇土市：令和2年7月5日

熊本市：令和2年7月6日～令和2年7月16日

【自衛隊による入浴支援】

令和2年7月12日～令和2年7月19日



給水支援



自衛隊の入浴支援

⑤ 公共土木施設

種別	被害箇所	うち、村管理分
道路	24 路線	22 路線 (68 箇所)
河川	5 河川	3 河川 (8 箇所)
橋梁	5 本	5 本
砂防設備	5 箇所	—
上水道	7 箇所	7 箇所
下水道	1 箇所	1 箇所

※令和3年2月末時点



【護岸流失】万江城内地区



【道路決壊】万江淡島地区



【道路決壊】山田下払地区



【橋梁流失】万江足算瀬地区

⑥ 農地・農業用施設

種別	箇所数
田・畑 ※小規模災害含む	150 箇所
頭首工（堰）	10 箇所
水路	30 箇所
農道等	10 箇所

被害面積	
田	25.80ha
畑	3.20ha

※令和3年2月末時点



山田番慶地区



万江下の段地区

⑦ 山地・林道

種別	箇所数
山地	山腹崩壊 14 箇所
林道	10 路線（21 箇所）、小規模 128 箇所
作業道	17 路線（40 箇所）、小規模 11 箇所

※令和3年2月末時点

⑧ 情報通信施設

山江村ケーブルテレビ：光ケーブル断線 3 箇所
（下払・大平地区、尾寄崎・鳥屋地区、大川内地区）

⑨ 教育施設

山江中学校：法面崩壊 1 箇所

⑩ その他の施設

丸岡公園：法面崩壊 1 箇所

(3) 災害時の対応

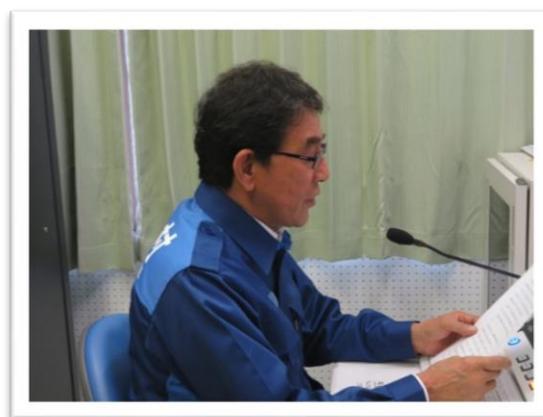
日付	時間	気象警報等	本村の対応
7月3日 (金)	11:28	大雨注意報 発表	
	16:50	洪水注意報 発表	
	21:39	大雨警報 発表	
	23:00		村内全域に避難準備・高齢者等避難情報 発令・避難所2箇所開設
	23:55	土砂災害警戒情報 発表	
7月4日 (土)	0:14		避難勧告(山田地区発令) 防災無線・メール等で避難の呼びかけ
	1:34	洪水警報 発表	
	1:53		避難勧告(万江地区) 発令 防災無線・メール等で避難の呼びかけ
	4:50	大雨特別警報 発表	
	4:55		村内全域に避難指示発令 防災無線・メール等で避難の呼びかけ
	5:30		山江村災害対策本部設置
			電話や臨戸訪問による安否確認の実施 (6日まで)

【避難行動要支援者への対応】

山江村消防団が名簿をもとに臨戸訪問し、状況に応じ避難支援を実施。

【情報伝達手段】

防災行政無線や防災メール、Facebook 等による避難情報の発信を実施。



村長による防災無線での呼びかけの様子

2. 計画策定の目的

令和2年7月豪雨では、土砂災害や河川の氾濫による浸水被害、山腹崩壊などが発生し、人的被害はなかったものの、住家や道路、水道施設など生活基盤や基幹産業である農林業や地場産業などに甚大な被害を受けました。

災害から一日も早い復旧・復興を図るためには、今回の災害と過去の災害からの教訓や課題を把握し、将来へのむらづくりの認識を共有したうえで、行政だけではなく地域住民や関係団体等が一体となって取り組む必要があります。

このため、復興に向けた基本的な考え方や今後取り組むべき施策を示すものとして、山江村復興計画（以下「本計画」という。）を策定します。

3. 計画の位置づけ

本計画は、村が目指す将来像『ひと×資源×暮らし つながる 活力・魅力生まれる山江村』や取り組む内容を示した「第6次山江村総合振興計画」、「第2期山江村まち・ひと・しごと総合戦略」とも整合性を図りながら、今回の災害により新たに発生した課題や見直すべき課題を踏まえ、災害からの単なる復興ではなく、持続可能なむらづくりの実現を目指します。



4. 計画策定に向けた組織体制

計画の策定にあたっては、国・県・村議会だけではなく、地域住民も参加した「山江村災害検証及び復興計画策定委員会」を設置し、村の復旧・復興に向けて5回にわたり取り組み内容を検討しました。

また、より多くの地域住民の意見等を計画へ反映させるため、地域懇談会を開催し意見の集約を行いました。

さらに、山江村ケーブルテレビで委員会等の様子を放送し、計画経緯や内容など住民への周知を行いました。



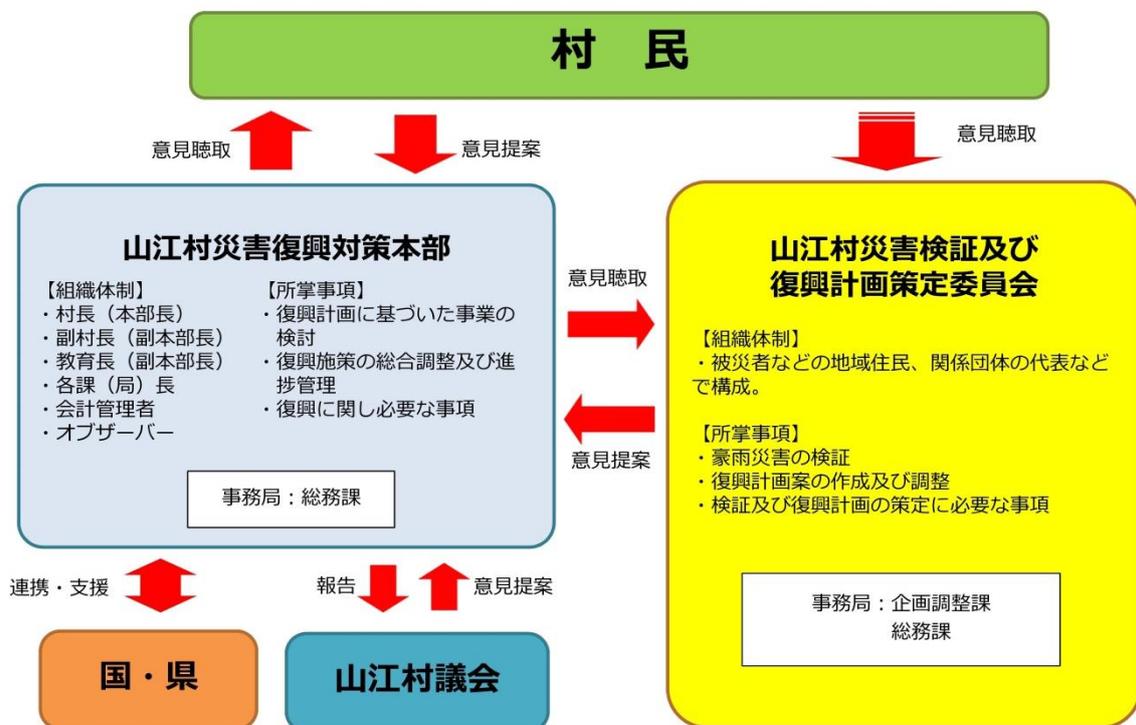
(1) 山江村災害検証及び復興計画策定委員会の開催実績

	日 程	主な内容
第1回	令和2年10月29日	復興計画策定の考え方について
第2回	11月6日・7日	現地検証・現地からの得た教訓等のとりまとめ
第3回	12月23日	村の将来に向けた取組みについて
第4回	令和3年2月12日	復興計画（素案）について
第5回	3月17日	復興計画（案）について

(2) 令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興に向けた地域懇談会

開催日	対象地区	参加者数
令和2年11月22日	全地区	山田地区 21名、万江地区 46名

【組織体制】



第2章

被災状況の検証

1. 検証の方法

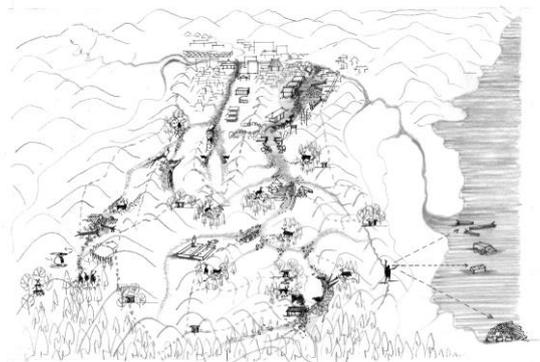
本村は令和2年7月豪雨で万江川流域を中心に甚大な被害を受けましたが、山田川、万江川が流れ込む本流である球磨川との合流点付近の地区では大規模な浸水被害が発生し、人的被害をも招く大災害を引き起こしました。

そこで、本村では、復旧・復興に取り組むにあたり、村内における支流域単位での視点と、今回の災害が支流を含めた球磨川流域で発生した災害として捉えた広域的な視点での被害状況等の検証を行いました。

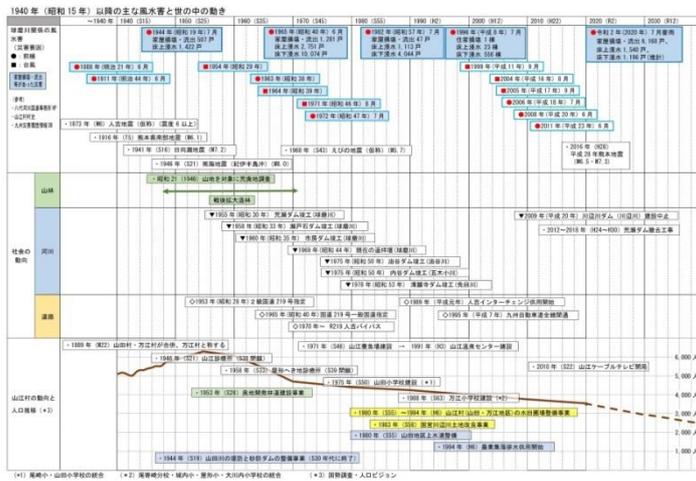
(1) 被災状況の資料収集

災害発生時の気象資料、地域住民などから提供された情報や写真等をもとに概況図を作成しました(図-2 被災概況図)。

また、過去の被災履歴を年表(図-3 過去の被災履歴年表)に表し、あわせて産業や人口動態、交通などの歴史的背景の見える化を行いました。



【図-2】被災概況図



【図-3】過去の被災履歴年表

(2) 山田川・万江川流域 被災現場検証

被災者の話や被災現場状況を実際に視察し、被害を甚大化させた要因と今回の災害から見てきた今後の課題等を把握・整理するため、山田川と万江川それぞれの下流から上流までの川筋を歩いて調査を実施しました。

また、調査終了後には、今後の防災のあり方や安心・安全のむらづくり実現のための取組み等を話し合うため、4つのグループに分かれワークショップを開催しました。

① 万江川流域現地調査

【実施日：令和2年11月6日（金）】

(調査箇所)

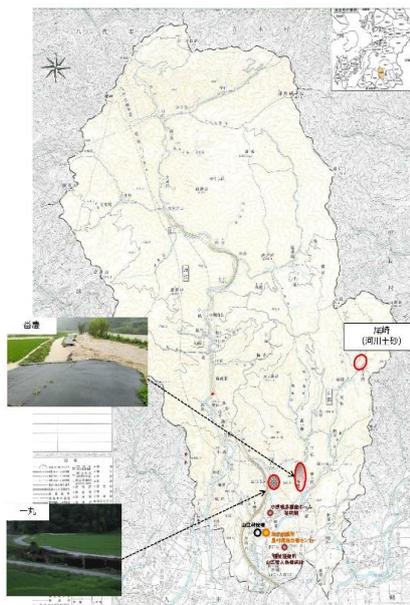
合流点周辺(人吉市・人吉球磨広域行政組合ほか)、城内地区、大川内地区、吐合・尾寄崎地区、屋形・柚木川内地区、足算瀬地区、淡島地区、下の段地区



城内地区では村内小学5年生も合流



【図-4】万江川流域調査箇所（村内のみ）



【図-5】山田川流域調査箇所（村内のみ）

②山田川流域現地調査・ワークショップ

【実施日：令和2年11月7日（土）】

(調査箇所)

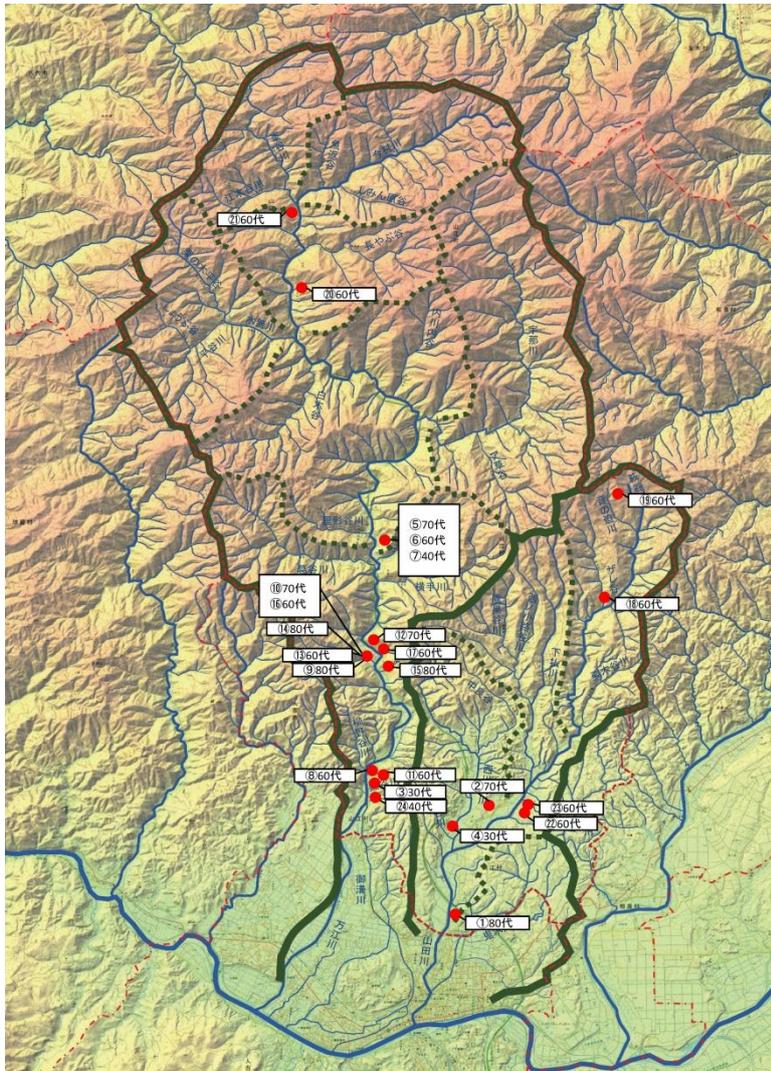
合流点周辺(人吉市・球磨病院ほか)、一丸地区、番慶地区、尾崎地区



(3) 災害体験談等ヒアリング調査

今後、復旧・復興を進めるためには、今回の災害だけではなく、過去の被災経験が今日までどのように活かされてきたのか把握するため、ヒアリング調査を実施しました。被災状況は被災した場所によって異なるため、山田川と万江川の上・中・下流域を6つのエリアに分け、それぞれのエリアに居住する住民を対象としました(図-6 ヒアリング対象者位置図)。

- ・実施日：令和2年11月16日(月)
11月18日(水)
11月19日(木)
- ・対象者数：24名(30代～80代)



【図-6】ヒアリング対象者位置図

2. 検証から得られた教訓

検証を通して、委員や住民からいただいた多くの意見・感想等を取りまとめ、「令和2年7月豪雨から得られた教訓」として6つに整理しました。

これらの教訓をもとに、計画策定にあたっての基本的な考え方と村が目指す将来像を定めます。

【教訓1】 森の再生に目を向けよう

«住民の声»放置されている山が多い。山から大量の土砂が川や家に流れ込んだ。川の淵が土砂で埋まり、ヤマメなどの魚も住めない。 など



【教訓2】 災害の再来に備えよう

«住民の声»道路などだいたい同じ場所が被災する。大雨の際、水が出る危険な場所など、地域のことはわかっている。 など



【教訓3】 素早い避難行動が身を守る

«住民の声»「逃げるぞ～」と近所に声をかけて避難場所に逃げた。山や川からの匂いや音がいつもと違い、危ないと思って逃げた。 など



【教訓4】 日頃の備えを怠らない

«住民の声»何かある時には水を溜めて、食べ物を用意しておくと昔から教えてもらっていた。 など



【教訓5】 山と里の繋がりを忘れない

«住民の声»昔は田んぼなどに木が流れ込んでも薪として使っていた。腐葉土を山から田畑へ持ってきていた。 など



【教訓6】 海への思いやりを忘れない

«住民の声»上流から流れた流木等が海に流れ込み、大量のゴミとなっていると知った。下流のことを考えないといけない。 など



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念・基本方針

山江村復興計画の基本理念は、検証から得られた教訓や課題、第6次山江村総合復興計画の目指す姿である「ひと × 資源 × 暮らし つながる、活力・魅力生まれる 山江村」の考え方を踏まえ、「**鎮山親水（ちんさんしんすい）**」とします。この言葉は、「自然との共生意識や畏敬の念を持ち、自然と親しむと同時に怖さを知り、自然との関わり方を見直す。人と自然の調和。」を意味します。

また、基本方針として、以下の3項目を定めます。

- (1) 生活インフラ・住まいの再興
- (2) 道路・河川・農地・森林の強靱化
- (3) より安全な暮らし・持続可能な山江村の次世代への継承

2. 村の将来像

基本理念の実現に向け、災害から村が目指す将来像を『未来へ みんなでつなぐ 自己治癒力の高い※1 むらづくり』とし、健全な状態を取り戻した山や川、住まいが工夫されたイ工を活かした村を目指し、一日も早い復旧・復興に取り組みます。

『未来へ みんなでつなぐ 自己治癒力の高い むらづくり』

やま 山を活かす村

多様な植物と生き物の繋がりを活かし、「自然の中で生きていく術」を継承している村

イ工を活かす村

災害がおきても安全な「住まい」と「避難場所」が普段から備えられ、使いこなされている村

え 江※2を活かす村

水の流れを介して「人」と「仕事」がしっかりと結び合い、資源が余すところなく活用されている村

※1：住民や行政、人や地域のつながりができており、村全体で災害に対する備えができているため、災害が起こっても被災リスクが低く災害からの回復力が高い。

※2：「江」はゆったりとした水の流れ、万江川などを表現する言葉として使用している。

3. 計画の推進体制等

(1) 復興の主体

復興の主体は村民一人ひとりです。村民と行政が協働し、国・県・他市町村・関係機関等と連携しながら、復旧・復興を進めます。

(2) 対象地域

復旧・復興へ村全体が一体となり全力で復興に取り組む必要があるため、対象地域は山江村全域とします。

(3) 計画期間

本計画は、令和3年度を初年度とし、令和12年度までの概ね10年後の姿を見据えながら、復旧や復興に向けた取組みを段階的かつ着実に進めます。

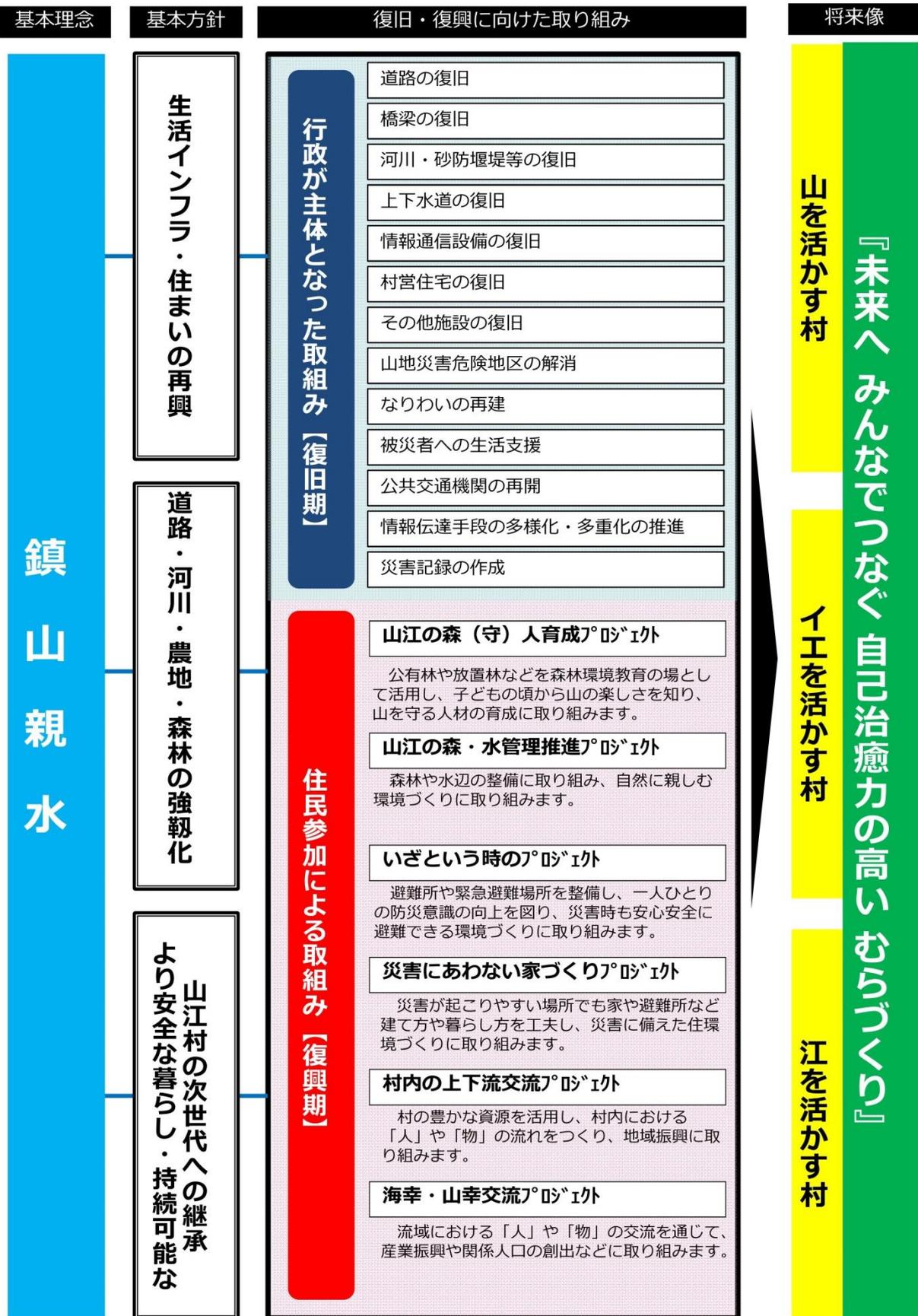
なお、10年以上の長期的な視点で取り組むべき課題も多く、復興には令和13年度以降も継続して取り組みます。



(4) 計画策定後の対応

具体的な取組みは、令和3年度から進めていきますが、復旧・復興が進むにつれて、村民ニーズの変化や今後新たな課題等が出てくることも考えられることから、必要に応じて復興計画を見直すことを前提とします。

(5) 計画体系



第4章 復旧・復興に向けた取組み

1. 復旧・復興に向けた取組みの基本的な考え方

村の復旧・復興に向けては、基本理念・基本方針・村の将来像に沿って、様々な取組みを進めていくこととなりますが、計画期間中の行政と住民の役割等について、考え方を共有しておく必要があります。

本計画において、令和3年度から令和5年度までを復旧期として位置付け、生活基盤等の災害復旧事業など行政が主体となる取組みが中心となりますが、復興期には村の将来像の実現に向けて、自助・共助・公助の考え方を原則として、住民や行政、関係機関などそれぞれが役割を担い、一体となって取組み復興を推進していきます。

2. 行政が主体となった取組み【復旧期】

復旧期には、基本方針に踏まえ、行政が中心となって以下の13項目について取り組んでいきます。

【13項目の取組み】

(1) 道路の復旧

今回の災害で被災した村道、農道・林道等の早期復旧に取り組みます。

また、甚大な被害を受けた県道坂本人吉線の復旧は、実施主体である県と連携しながら早期復旧を目指します。

取り組む内容	担当課	対象I/A	
		山田	万江
村道の災害復旧	建設課	●	●
農道・林道等の災害復旧	産業振興課	●	●

(2) 橋梁の復旧

道路の復旧状況を確認しながら、被災した5本の橋梁の復旧に取り組みます。

取り組む内容	担当課	対象I/A	
		山田	万江
橋梁の災害復旧	建設課	●	●

(3) 河川・砂防堰堤等の復旧

今回の災害で、村内の河川は護岸の流失や河道の埋塞等、砂防堰堤には大量の土砂が堆積し、一部の治山施設が欠損しました。

県管理河川及び村管理河川の復旧については、環境に配慮しながら関係機関と連携し早期復旧に取り組みます。また、堆積土砂の仮置き場を早急に確保し、早期処理に取り組みます。

砂防堰堤については、国への財政支援や県へ早期復旧及び堆積土砂の撤去を要請していきます。

取り組む内容	担当課	対象I/A	
		山田	万江
河川の災害復旧	建設課	●	●
河川の堆積土砂の早期処理	建設課	●	●
砂防堰堤の復旧・堆積土砂の撤去	建設課	●	●

(4) 上下水道の復旧

道路の災害復旧の状況を確認しながら、被災した地域の上水道の復旧に取り組みます。

排水処理施設の復旧については、既存の補助金制度を活用し復旧支援を行います。

取り組む内容	担当課	対象I/A	
		山田	万江
上水道の災害復旧（地域水道含む）	建設課	●	●
排水処理設備（合併処理浄化槽含む）の復旧	建設課	●	●

(5) 情報通信設備の復旧

山江村ケーブルテレビの光ケーブルの断線が発生した地域の復旧に取り組みます。

取り組む内容	担当課	対象I/A	
		山田	万江
情報通信設備の災害復旧	企画調整課	●	●

(6) 村営住宅の復旧

万江川の護岸流失により被災した、村営住宅「城内住宅」の早期復旧に取り組みます。

取り組む内容	担当課	対象I/A	
		山田	万江
村営住宅の復旧	建設課		●

(7) その他施設の復旧

今回の災害では、学校施設や地域コミュニティ施設、防火水槽などの消防防災施設も被害を受けました。

地域住民の生活の安心・安全を確保するため、それぞれの施設の復旧に取り組みます。

取り組む内容	担当課	対象I/A	
		山田	万江
学校施設の災害復旧	教育委員会	●	
地域コミュニティ施設の復旧	企画調整課		●
消防施設の復旧	総務課	●	●

(8) 山地災害危険地区未着手箇所の解消

山腹崩壊による土砂流出等の被害が多発したため、山地災害危険地区の指定箇所における予防治山事業の未着手箇所を、県との連携により積極的な掘り起こしに取り組みます。

取り組む内容	担当課	対象I/A	
		山田	万江
山腹崩壊地の復旧・山地災害危険地の防止	産業振興課	●	●

(9) なりわいの再建

今回の災害では、多くの農地や農業用施設、水産施設、事業所等が被災し、農林業や水産業、商工業など産業基盤も大きな被害を受けたことから、被災した農地等の早期復旧に取り組み、地域住民の生業の再建のに向けた支援を行います。

取り組む内容	担当課	対象I/A	
		山田	万江
農地・農業用施設の早期復旧・整備	産業振興課	●	●
営農、事業の再開・継続に向けた支援	企画調整課 産業振興課	●	●
水産施設の復旧	企画調整課	●	

(10) 被災者への生活支援

今回の災害により、生活環境が変わり、強いストレスや不安を感じている被災者に寄り添い、安心して日常生活を送ることができるように、令和2年10月に設置した「山江村地域支えあいセンター」を通じて、生活再建に向けた相談支援に取り組みます。

被災した児童生徒へは、気軽に相談できる体制を構築し、心のケアに取り組みます。

1 人暮らしや高齢者世帯など支援が必要な高齢者や障がい者へは、地域包括支援センターなどの関係機関と連携し、見守りや相談、サービスの提供など総合的支援に取り組みます。

取り組む内容	担当課	対象I/A	
		山田	万江
生活再建に向けた相談支援	健康福祉課	●	●
ボランティア活動の支援	健康福祉課	●	●
高齢者・障がい者等への支援	健康福祉課	●	●
児童生徒の心のケア	健康福祉課 教育委員会		●

(11) 公共交通機関の再開

今回の災害で、橋梁流出や車両の浸水など甚大な被害を受けた第三セクター「くま川鉄道」は、沿線の高校に通う学生に欠かせないものであり、くま川鉄道の全線復旧に向け、「くま川鉄道再生協議会」の構成市町村として取り組みます。

取り組む内容	担当課	対象I/A	
		山田	万江
公共交通機関の復旧	総務課	●	●

(12) 情報伝達手段の多様化・多重化の推進

災害時、正確な情報を迅速かつ確実に住民に伝達することは、住民の生命・身体の安全の確保に繋がります。防災行政無線や緊急速報メール、山江村ケーブルテレビの活用や、フェイスブックなどの SNS 等多様な媒体の活用、さらにローカル 5G などの通信技術を活用した情報伝達手段の多様化・多重化に取り組みます。

また、地理情報システムなどを活用し、情報の可視化を図ります。

取り組む内容	担当課	対象I/A	
		山田	万江
情報伝達手段の多様化・多重化の推進	総務課 企画調整課	●	●
防災行政無線戸別受信機設置率の向上	総務課	●	●

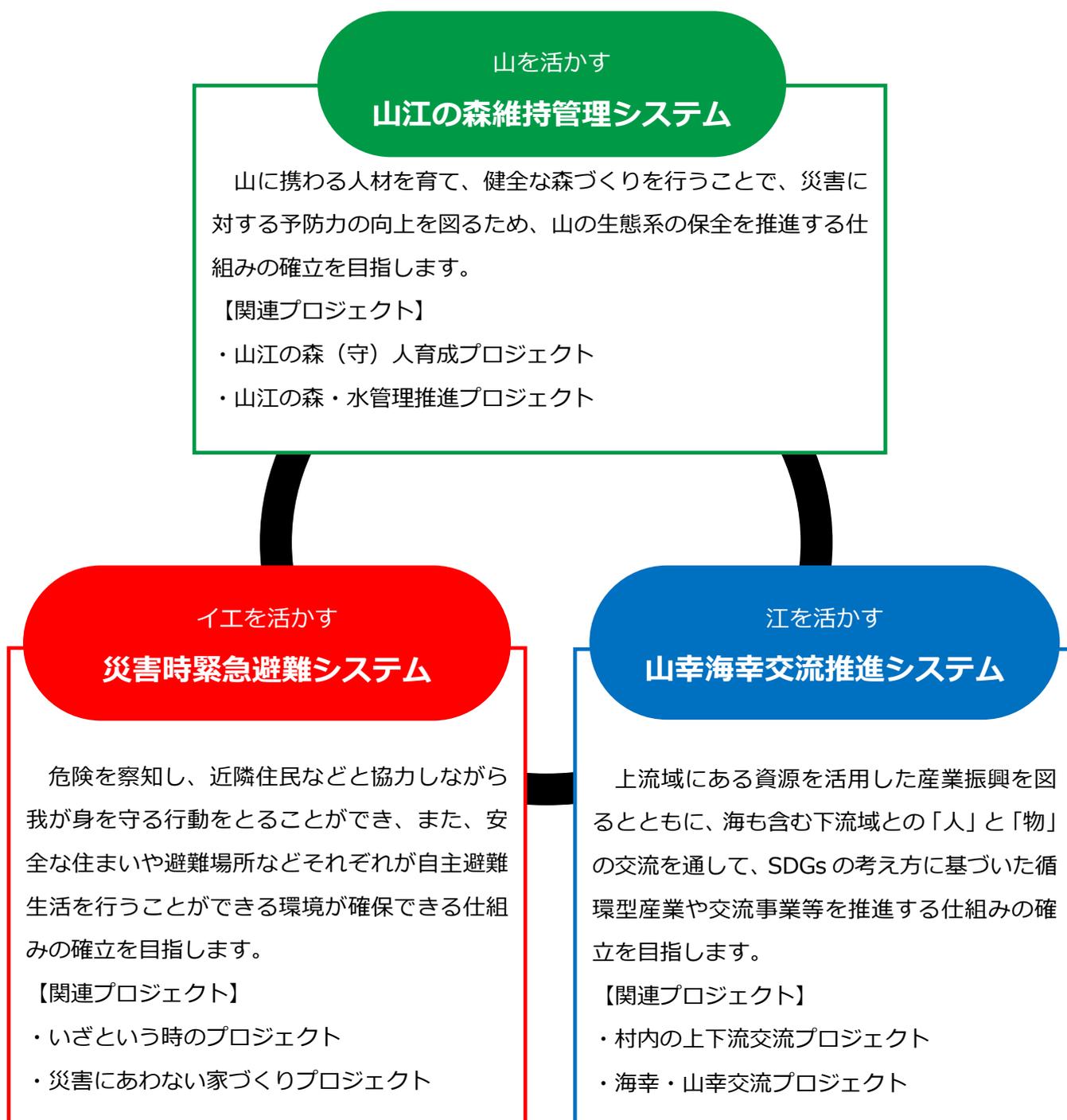
(13) 災害記録の作成

災害の被害状況や得られた教訓を、絵本や映像など誰にでもわかりやすい方法で確実に次世代へ伝承し、防災意識の向上を図ります。

取り組む内容	担当課	対象I/A	
		山田	万江
災害記録の作成	企画調整課	●	●

3. 住民参加による取組み【復興期】

復興期の取組みについては、住民と行政が一体となって進めていくことが重要です。そのため、基本理念や基本方針をもとに、復興期に向け次の3つの仕組みを確立することを目標として、6つのプロジェクトに分類し、住民と共に取り組むこととします。令和3年度から実施し、仕組みの確立を3年後に見据え取り組みますが、今後の予算化や住民説明等も必要であるため、国や県と連携しながら着実に進めていきます。



山江の森（守）人 育成プロジェクト

公有林や放置林などを森林環境教育の場として活用し、子どもの頃から山の楽しさを知り、山を守る人材の育成に取り組みます。

【取組み】

- ・公有林などを活用した森林環境教育の実施
- ・伝統的の石積み石工等養成講座の開設
- ・担い手育成を目的とした林業大学校等への奨学支援制度の導入 など

山江の森・水管理 推進プロジェクト

森林や水辺の整備に取り組み、自然に親しむ環境づくりに取り組みます。

【取組み】

- ・国や県の制度、森林環境譲与税等を活用した民有林の森林整備
- ・山江村森林整備計画等に基づく森林の適正管理及びスマート林業の実践
- ・川に親しむ親水公園等の整備
- ・既存の作業道等を活用したトレッキングや遊歩道などのコース整備 など



森林環境教育の実施



自然に親しむ環境の整備

いざという時の プロジェクト

避難所や緊急避難場所を整備し、一人ひとりの防災意識の向上を図り、災害時も安心安全に避難できる環境づくりに取り組みます。

【取り組み】

- ・既存の公園などへの防災機能等の整備
- ・マイタイムラインなどを活用した防災教育の実施
- ・家庭や避難所等の食料や飲料水などの災害用備蓄や非常用電源の確保と整備
- ・高齢者などの災害弱者への支援体制の強化
- ・防災行政無線を活用した情報伝達訓練の実施
- ・地域防災計画、防災マップの見直し など

災害にあわない 家づくり プロジェクト

災害が起こりやすい場所でも家や避難所など建て方や暮らし方を工夫し、災害に備えた住環境づくりの推進に取り組みます。

【取り組み】

- ・七夕飾りなどを活用した令和2年7月豪雨の浸水位の表示
- ・平時は交流施設やサテライトオフィスなどに活用でき、非常時には避難場所となる空き家等の調査及び整備
- ・安全な住まい確保のための空き家改修・個別住宅支援制度の拡充
- ・避難所等へ活用する住宅や居住者に対する減税制度などの検討 など



防災訓練の実施



災害用備蓄の整備

村内の上下流交流プロジェクト

村の豊かな資源を活用し、村内における「人」や「物」の流れをつくり、地域振興に取り組みます。

【取組み】

- ・流域の立体地形模型作成や万江川などを活用した河川環境教育の実施
- ・非常時は避難路として活用できる輸送ルートの確保
- ・SNS等を活用した住民と行政をつなぐ地域情報ネットワークの構築
- ・上下流が連携した森林資源（建築材料、薪、燃料用チップ、オガ粉堆肥等）の有効利用
- ・学校給食などを活用した農林産物の地産地消の推進 など

海幸・山幸交流プロジェクト

流域における「人」や「物」の交流を通じて、産業振興や関係人口の創出などに取り組みます。

【取組み】

- ・海と山の産物の活用による農林家等の所得向上に向けた取組みの推進
- ・学校と連携した他市町村との環境教育交流事業の実施
- ・森林ボランティア活動などを活用した海山交流事業の実施
- ・交流人口等の増加につながるフットパスやトレッキングなどイベント活動との連携
- ・ふるさと納税を活用した地場産業の再建支援 など



他市町村との環境教育交流事業の実施



フットパスイベント等との連携

資料編

山江村災害検証及び復興計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 山江村（以下「村」という。）は、令和2年7月豪雨における村内の災害（以下「豪雨災害」という。）について検証し、その結果及び地域住民の意見や有識者等の幅広い考えを取り入れた山江村復興計画（以下「復興計画」という。）を策定し、復旧・復興施策を総合的かつ円滑に推進していくことを目的に、山江村災害検証及び復興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 豪雨災害の検証に関すること
- (2) 復興計画案の作成及び調整に関すること
- (3) その他検証及び復興計画の策定に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内で組織し、委員は次に掲げる者の中から村長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 山江村副村長
- (3) 山江村議会議員
- (4) 公共的団体の代表者
- (5) 地域住民の代表者
- (6) 地域団体の代表者
- (7) その他村長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和3年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(オブザーバー等)

第6条 第3条に規定する委員のほか、委員会にオブザーバー及びアドバイザーを置くことができる。

2 オブザーバー及びアドバイザーは、第2条に規定する所掌事項を検討するために必要な専門的知識又は経験を有する者とする。

3 オブザーバー及びアドバイザーは、必要に応じ委員会に出席し、専門的見地から助言等を行うものとする。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明及び意見を聴取並びに資料の提出を求めることができる。

3 委員会は、公開を原則とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画調整課及び総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月13日から施行する。

山江村災害検証及び復興計画策定委員会委員名簿

	団体名	役職等	氏名	備考
1	国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所	所長	ハツトリ ヨウスケ 服部 洋佑	
2	球磨地域振興局	局長	タケタ ヨシフミ 竹田 尚史	
3	山江村議会	議員	アキマル ヤスヒロ 秋丸 安弘	
4	山江村議会	議員	モリ タケシ 森田 俊介	
5	山江村議会	議員	ホンダ 本田 りか	
6	山江村消防団	団長	ヤマダ セイキ 山田 盛輝	
7	山江村社会福祉協議会	事務局長	イシハラ エミ 石原 恵美	
8	山江村未来塾100人委員会 環境・防災部会	部会長	ヨコヤマ ヒロユキ 横山 浩之	
9	第4区	区長（区長会副会長）	トヨナガ トモミツ 豊永 知満	
10	第11区	区長代理者	ツルヤマ コウスケ 鶴山 幸右	
11	第13区	区長（区長会長）	ヒラセ ケンイチロウ 平瀬 憲一郎	副委員長
12	第13区	住民代表	マツザキ ケイ 松崎 圭	
13	第13区	住民代表	マツモト ヨシヒサ 松本 佳久	
14	第14区	住民代表	フジタ ヨシハル 藤田 義治	
15	第15区	住民代表	サカタ ヒロミ 坂田 妃美	
16	第15区	住民代表	ヤマグチ ヒロシ 山口 美敏	
17	第15区	住民代表	ヨコタニ シュンジ 横谷 俊治	
18	第16区	住民代表	サカグチ ノブヨシ 坂口 信義	
19	第16区	住民代表	ヒラカワ メグミ 平川 恵	
20	山江村	副村長	キタダ アイスケ 北田 愛介	委員長

アドバイザー・オブザーバー

1	東京都立大学	教授	ヤマシタ ユウスケ 山下 祐介	アドバイザー
2	熊本地方気象台・熊本県球磨川流域復興局・人吉下球磨消防組合			オブザーバー

事務局

1	山江村	村長	ウチヤマ ケイジ 内山 慶治
2	山江村	総務課長	シラカワ トシヒロ 白川 俊博
3	山江村	企画調整課長	ヒラヤマ タツヤ 平山 辰也
4	山江村	企画調整課主幹	サコダ ユカ 迫田 友香
5	山江村	企画調整課主事	イナダ ユウ 稲田 優
6	コンサルタント	(株) 高木富士川計画事務所	

山江村復興計画

発行年月：令和3年3月

編集・発行：山江村企画調整課

〒868-8502

熊本県球磨郡山江村大字山田甲 1356 番地の1

TEL：0966-23-3111

FAX：0966-24-5669